

令和 4 年度事業計画

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

近年、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の社会経済活動に深刻な影響があり、未だ予断を許さない状況が続いている。しかしながら、政府・地方自治体の各種政策の効果や海外経済の改善もあって、我が国経済においては、持ち直しの動きも見られつつある。

このような状況下において、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）及び都道府県社会保険労務士会（以下、「都道府県会」という。）においては、昨年度も「Beyond CORONA」を標榜し、企業経営の維持と労働者の雇用確保に寄与するよう、使命感を持って様々な施策を展開してきたところである。

一方、最新の世界経済の動向においては、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化するなか、企業においても「SDGs」「ビジネスと人権」等の理念のもとに持続可能な企業活動、持続可能な社会につながる「新たな価値」が創造されていることを踏まえると、社会保険労務士（以下「社労士」という。）も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければならないといえる。同時に、連合会においては、こうした「新たな価値」を理解し、新しい時代の企業支援を行うために、これから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、社労士の業務を支援し、その社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかなければならない。

令和4年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見定めながら、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、今後の我が国の社会経済活動の回復とともに、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じていくこととする。

特に、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業の中核に位置付けるデジタル化推進に関する事業として、社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることを広く国民に理解されるよう各種施策を展開するとともに、中小企業の労働・労務管理、社会保障・社会保険の分野での新たな支援策・支援ツールなどを検討整備することにより、社労士事務所はもとより社労士が関与する中小企業等のデジタル化を推進する。また、社労士のマイナンバーカード取得を引き続き勧奨するとともに、国民や企業での普及促進活

動を社労士が主体となって実施するために必要な施策を講ずる。

加えて、働き方改革推進支援に関する事業として、全国の働き方改革推進委員を通じて連合会が展開する働き方改革に関する様々な事業活動状況を共有し、各地域に根差した働き方改革の推進を図っていく。

さらに、業務開発に関する事業として、経営労務診断・経営労務監査パッケージの更新など、経営労務診断・経営労務監査を企業に普及させるための取組みを推進する。

また、社労士が、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として、我が国社会における新たな時代の要請にますます応えるべく、使命規定の創設をはじめとする社労士法改正に取り組んでおり、この流れを前提として、事業展開を図る。

同時に、社労士制度の更なる発展を目指すべく、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て取り組むこととする。

令和4年度の事業計画全体像 & 関連図

I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

1. デジタル化推進に関する事業
2. 働き方改革推進支援に関する事業
3. 業務開発に関する事業
4. グローバルな課題への対応に関する事業

II. 事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業

1. 社労士の品位保持に関する事業
2. 研修に関する事業

III. 業務侵害行為の防止に関する事業

社労士法第26条、第27条に違反する業務侵害行為の防止・撲滅を図るための各種事業

IV. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

1. 街角年金相談センター等の運営に関する事業
2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業
3. 労働条件審査に関する事業
4. 学校教育に関する事業
5. 国連グローバル・コンパクト及びSDGsに関する事業
6. 成年後見制度への対応に関する事業
7. 災害対応に関する事業

V. 行政機関等との連携に関する事業

各行政機関、関係団体等との連携に関する事業

VI. 社労士制度の改善に関する事業

第9次社労士法改正の実現に向けた事業

VII. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

労働CSR導入の推進、社労士白書の発刊等に関する事業

VIII. 各種事業

1. 登録等に関する事業
2. 社労士試験事務等の実施に関する事業
3. 試験科目免除等の講習に関する事業
4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業
5. 社会保険労務士賠償責任保険に関する事業
6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業
7. 出版・頒布に関する事業
8. 福利厚生に関する事業

IX. 広報に関する事業

1. 対外的な広報活動
2. 会員に向けた広報事業
3. 関係団体・報道機関との連携による広報事業

X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義

1. 連合会事務局等の組織関係規程の再整備
2. 連合会事務局のデジタル化・効率化推進
3. 連合会事業活動と都道府県会との情報交換・共有基盤構築の検討
4. リスクマネジメントに関する事業

I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

デジタル化に象徴される事業環境の急速な変化により、社会経済環境が変化する中で、新たな局面に対応した社労士業務の推進が求められることを踏まえ、以下の事業を行う。

1. デジタル化推進に関する事業

- (1) 社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることが広く国民に理解されるよう、各種施策を展開する。
- (2) デジタル化の進展に伴って新たな局面を迎える中小企業の労働・労務管理、社会保障・社会保険の分野での新たな支援策・支援ツールなどを検討整備することにより、社労士事務所はもとより社労士が関与する中小企業等のデジタル化を推進する。
- (3) 社労士のマイナンバーカード取得を引き続き勧奨するとともに、国民や企業における普及促進活動を社労士が主体となって実施する。
- (4) 全国のデジタル化推進委員を通じて得られた情報をもとに、厚生労働省及びデジタル庁等との定期協議等、あらゆる場面を活用して、電子申請による手続業務の普及改善のための積極的な提言等を行うとともに、社労士が円滑で適正なオンライン申請や業務のデジタル化を推進するためのクラウド型のプラットフォーム(仮称)の構築に向けて引き続き具体的な検討を進める。
- (5) 社労士がデジタル化に対応する専門士業であることの認識を確固たるものにするため、SRPⅡの普及を強力に進め、社会的な認知度の向上を図るとともに、顧問先等の情報セキュリティ対策に資する情報提供を行う。
- (6) 令和6年度に運用開始予定の国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の運用開始にあわせて、国家資格等情報との接続に関する検討を進めるとともに新たにこれらに連動する社労士会員マイページ(仮称)の構築作業を行う。

2. 働き方改革推進支援に関する事業

- (1) 働き方改革の観点のうち、都市一極集中から地方分散の促進について、テレワーク、兼業・副業等による地方就労・地方活性化に向けた事業を具体的に検討し、実施する。
- (2) 今年度から、医療法改正に伴い医療機関への評価制度が導入され、労務面の評価者が社労士とされていることから、的確に対応できるよう、情報提供等の支援を行う。
- (3) 企業が新しい働き方を導入することに伴う新たな課題(メンタルヘルス等産業保健関係等)への対応を支える取組みに向けて、社労士と産業保健スタッフ(産業医、保健師等)との連携が必要不可欠であることから、その連携方法について検討し、展開する。

- (4) 全国の働き方改革推進委員を通じて連合会が展開する働き方改革に関する様々な事業活動状況を共有し、各地域に根差した働き方改革の推進を図っていくとともに各地域からの意見・要望等を踏まえた提言等を行っていく。

3. 業務開発に関する事業

- (1) 労務管理の専門家である社労士として、さらに重要性が高まる業務領域となる経営労務診断・経営労務監査業務の普及を図るべく、経営労務診断・経営労務監査パッケージの更新、経営労務診断・経営労務監査を企業に普及させるためのプロモーション、研修コンテンツのリリース、経営労務監査に関する情報共有と監査技法の向上等に向けたクラウドサービスを利用したデータベースを構築する。
- (2) 社労士診断認証制度に関して、多様な業種のニーズに対応するため、企業の特性に沿った診断項目を検討・作成するとともに、関係機関との連携によるセミナー開催、新研修システムを活用した研修コンテンツのリリース、WebCM等の出稿を行う。
- (3) 将来の社労士業界の望ましいシナリオの実現に向けて主体的に未来を創造し、未来を起点とした社労士制度、会務運営及び事業活動を展開することを目的に、「社労士未来戦略シナリオ2030」の取り纏めに向けた議論を行うとともに、本取り纏めに基づいて、連合会の各種事業の構想、計画及び予算化が図られるようなプロセスを検討し、展開する。

4. グローバルな課題への対応に関する事業

- (1) 国際労働機関（以下「ILO」という。）との覚書に基づき、労働・社会保障法にかかるコンプライアンスの向上、持続可能な開発目標の達成に取り組む企業や団体に向けて、社会活動への啓蒙や支援を行う。また、「ビジネスと人権」に関するILO駐日事務所との連携に関し、社労士として、企業向けの提案力向上を目的とした研修の実施等、施策を講ずる。
- (2) 国際社会保障協会（以下「ISSA」という。）準会員として、世界社会保障フォーラムをはじめISSA主催の国際会議等に積極的に参加し、諸外国の好事例等を収集するとともに、日本の社労士制度を紹介するなど、社労士制度の有用性を広く世界に示す。
- (3) 国際社会に求められる社労士業務の開発について、世界労働専門家協会等の国際関係機関との意見交換を踏まえ、国際労務監査基準の策定等を見据えた議論を行う。
- (4) 社労士制度の国際化推進事業として、ILO、ISSA及び独立行政法人国際協力機構（JICA）等、関係機関と連携し、引き続き導入支援を検討する。なお、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における社会保障制度適用促進については、同国政府幹部及び在日本インドネシア共和国大使館とも連携を図り、強力に支援する。

また、昨年度実施したベトナム社会保障（VSS）とのウェビナーにより信頼構築が整ったことから、ベトナム社会主義共和国への社労士制度導入支援を行う。今後、社労士制度について、新たに関心のある諸国への支援についても既に本格導入しているインドネシア等と連携して対応を進める。

- (5) 外国人材受入れ支援に関して、厚生労働省及び経済産業省並びに独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等関係団体との施策と協調するとともに、人事労務管理に関する世界の潮流や外国人雇用管理について、この分野の社労士ブランドの確立に向けて、企業を対象としたウェビナーの開催等を検討し、実施する。
- (6) 国際機関並びに海外の行政機関及び外郭団体より、日本の社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れ及びヒアリング要請等があった際には引き続き協力する。

Ⅱ. 事業環境の変化に適合できる専門能力の向上に関する事業

社会のデジタル化と少子高齢社会の到来などを背景として、「働き方改革」が進められる中で、事業環境の変化に適合できる専門家として必要な専門能力の更なる向上・習得をすることを目的として、以下の事業を行う。

1. 社労士の品位保持に関する事業

新たな時代に求められる社労士の職業倫理に対応するため、ウェブシステム等のオンラインシステムを活用し研修制度の更なる充実を図るとともに、苦情・要望等に関する情報や苦情の内容分析をするなどして、「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」の改訂、社労士による不適切な情報発信に関するサイトの検索システムを活用し、不適切な情報発信に対する指導や牽制を行う。

2. 研修に関する事業

新たな時代に求められる「社労士の使命」を果たしていくために、更なる業務能力の涵養と専門性の能力担保を図っていくための研修制度の構築に向けた研修大綱の整備とコンテンツの導入を進めるとともに、単位制研修制度導入の検討、研修システムの刷新、事務指定講習のデジタル化を検討し、具体化する。

Ⅲ．業務侵害行為の防止に関する事業

社会保険労務士法第26条、第27条に違反する業務侵害行為の防止・撲滅を図るべく、国民に向けたわかりやすい広報を実施するため、連合会ホームページの改訂、WEB及びSNS等を活用した短編動画の配信、業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等の分析とその対応に関する検討、発生した事案に対する都道府県会の対応に関する支援（告発対応支援等）を行う。

Ⅳ. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

労働・労務管理、社会保障・社会保険の専門家としての専門能力を生かし、社労士としての社会的使命及び社会貢献をともに果たすべく、以下の事業を行う。

1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

- (1) 街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の運営業務については、街角センターの理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」のもと、街角センターと国民との信頼関係を醸成し、社労士の地位向上に資するため、相談員研修の充実等により、相談員の相談スキルの維持・向上を図るとともに、都道府県会との連携を強化し、街角センターに対する指導監査（自主点検）を行うなど、街角センターの適正、かつ円滑な運営を着実に行う。

また、公的年金の制度改正等に迅速かつ、適切に対応するため、引き続き日本年金機構はじめ、関係機関との積極的な連携を図る。

- (2) 年金事務所における年金相談窓口等の運営業務については、政府からの要請に基づき、連合会として受託を了承したものであり、今後とも都道府県会との連携を密にして年金事務所等における年金相談業務の円滑な運営に資するべく努める。

また、街角センター及び年金事務所等において年金相談に携わる社労士の育成及び相談スキルの維持・向上を図るため、日本年金機構と連携を図る。

2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の利用促進を図るため、解決センターの利用促進を図るため、インターネットに動画広告を配信するなど広く国民に向けた広報を行うとともに、都道府県会の解決センターの運営に携わるあっせん委員及び事務局職員の研修、代理人となる特定社労士のフォローアップのための研修、都道府県会の解決センターの運営の実態把握と情報共有、ODR（Online Dispute Resolution）導入に関する情報収集と都道府県会の解決センターへの情報提供を行う。

3. 労働条件審査に関する事業

公契約の下に働く労働者の適正な労働条件の確保に資するため、労働社会保険諸法令に基づく各種規程の整備状況、労働社会保険の適用、賃金管理等が適切に行われていることを審査する労働条件審査の事業について、引き続きその普及促進を図る。

4. 学校教育に関する事業

都道府県会における学校教育に関する事業を支援するため、教材の作成・提供、担当者会議の開催による都道府県会間の情報共有を行う。
また、社労士による学校教育活動の意義を国民と全国の社労士に伝えるための広報活動を行う。

5. 国連グローバル・コンパクト及びSDGsに関する事業

持続可能な企業活動を実現するための「働き方改革」の支援をはじめ、社労士会が推進する各種事業が、SDGsの理念に合致していることを広くホームページ（特設サイト）等を活用し、発信する。また、連合会として署名した国連グローバル・コンパクトに関して、ビジネスと人権や労働といった領域が社労士の専門分野との親和性が高いことについても、併せて広く社会に発信する。

6. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 都道府県会における成年後見活動を支援するため、研修教材の作成・提供、担当者会議開催による都道府県会間の情報共有を行う。
- (2) 社労士による成年後見活動の意義を国民と全国の社労士に伝えるための広報活動を行う。
- (3) 成年後見人としての社労士の活用が促進されるよう、最高裁判所はじめ関係機関に継続して働きかける。

7. 災害対応に関する事業

地域的な風水害、地震災害をはじめとする突発的な自然災害が発生した際に、被災地の状況を勘案のうえ、必要な対応を行う。

また、新型コロナウイルスの感染の状況に応じ、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家の立場から、広く国民に社労士の支援が行き届くよう、必要な施策を講ずる。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災地域の復興支援事業について、引き続き必要な支援を行うとともに、今後の支援のあり方等についても検討する。

V. 行政機関等との連携に関する事業

社会保障制度全般に関わる諸課題について、国民の期待に応えるため、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、病気の治療、子育て及び介護等と仕事の両立、テレワークによる柔軟な働き方、生産性向上による賃金引上げなどの働き方改革に関する施策について、引き続き積極的に支援する。
- (2) 年金制度改正法における被用者保険の適用拡大に関し、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が本年10月1日、令和6年10月1日と段階的に引き下げられる措置について、企業に周知するとともに、本年10月1日から5人以上の個人事業所にかかる適用業種に社労士等の士業が行う事業が追加されることに向けて、履行確保に向けた支援を行う。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

社労士業務の円滑な実施に資するため、日本年金機構と定例協議を行う。また、街角センターの円滑な運営及び年金事務所等における年金相談業務の円滑な運営等に資するため、同機構と定例会議等を行い、事業の実施状況や課題等について協議・連携を図る。

また、全国健康保険協会と連携を図り、健康保険制度の適正かつ円滑な運営に資する施策の周知等に協力を行う。

3. 内閣府及び公益財団法人児童育成協会との連携に関する事業

企業主導型保育事業における労務監査事業に関し、昨年度の実績から監査員の指摘内容の更なる適正化を図り、今後、新たに参加する府県会に対して、円滑に事業実施できるよう11都道府県の実績等をもとに情報提供を行うとともに、内閣府及び公益財団法人児童育成協会と密に連携し、本事業を適正かつ円滑に運営する。

4. 総務省との連携に関する事業

テレワークの普及促進等、総務省が推進する施策に関し、依頼に応じて社労士の専門性が発揮できる分野の事業への協力を行う。

また、総務大臣が委嘱する行政相談委員について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

5. 法務省との連携に関する事業

登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査について、法務省からの依頼に応じて引き続き協力する。

6. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 社労士による中小企業支援を推進するため、経済産業省、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携を図り、都道府県会の協力を得て必要な施策に協力する。
- (2) 中小企業の事業活動を支援するため都道府県会が日本政策金融公庫と連携して実施するセミナーの円滑実施を図るため、当該セミナーに使用するテキストを作成し、都道府県会に配布する。

7. 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底及び技術者の更なる賃金上昇等を図るため、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、各種施策について協力する。

8. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農作業安全、農業法人等への労災加入促進等にかかる各種施策に積極的に協力する。

9. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

- (1) 政府等からの要請に応じ、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画する。
- (2) 労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議等における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

10. 関係団体との交流に関する事業

- (1) 働き方改革への取組みについて、全国中小企業団体中央会、公益社団法人日本医師会をはじめ、各種団体と連携して、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保や労働生産性向上等に向けた具体的な施策を実施する。
- (2) 日本司法支援センター（法テラス）に寄せられる社労士の専門分野に関する相談について、解決センター及び都道府県会の総合労働相談所を紹介できるよう連携を図る。
- (3) 社労士制度に対する理解と協力を求めるため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

11. その他

紛争調整委員会委員、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員等について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

Ⅵ. 社労士制度の改善に関する事業

第9次社労士法改正の実現に向けて、使命規定の創設等を柱とした法改正項目について、厚生労働省をはじめ関係各方面との調整を進めるとともに、関係諸規定の整備を図る。

Ⅶ. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

「研究組織」及び「政策提言・支援組織」としての機能強化と幅広い人材活用により、シンクタンク機能と政策提言力の更なる充実を図るとともに、以下の施策を行う。

- (1) 社労士の専門分野である労働に関するCSR（以下「労働CSR」という。）についての研究を継続して行ってきたところであり、社労士への労働CSRに関する啓発及び労働CSR導入の重要性、具体的な実践を推進するため、「社労士による労働CSR推進に向けた行動計画」に基づき、労働CSRに関する書籍の発刊、社労士を対象とした研修等を実施する。
- (2) 大学等の研究機関との関わりにおいて、社労士に対する意見聴取等の協力依頼がある場合には、都道府県会と連携し適切に対応する。
- (3) 社労士の学術的知見の共有を図り、研究成果を対外的に発信する機会を醸成するべく、引き続き、社労士社会政策研究会及び社労士研究助成制度を実施するとともに、その一層の充実化を図る。
- (4) 社労士制度の現在の姿を大局的観点から俯瞰するとともに、直近の活動状況を分析し、将来の展望を描くための検討に資するべく、引き続き「社会保険労務士白書」を発行する。
- (5) 社会のニーズを先見し、社労士制度の発展に寄与するための機関としての役割を果たすべく、学術的な研究及び連合会が政策提言を行うためのシンクタンクとしての機能を担うことを目的として、昨年引き続き、中・長期的な視野を持って必要な組織体制の整備を行う。
- (6) 社労士業務に関する分野において学術的な見識を高め、理論構築を行うとともに、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、連合会、地域協議会及び都道府県会において実施される大学院への推薦制度等について引き続き必要な支援を行う。
- (7) 社会保険労務士総合研究機構と連携して講座を開講する大学について、カリキュラムの企画等の協力を行う。

VIII. 各種事業

上記Ⅰ～Ⅶの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

1. 登録等に関する事業

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社労士法人の届出事務等について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。

また、政府の進めるマイナンバー利活用推進において、令和6年度以降に登録システム上でマイナンバーカードを活用した登録事務のオンライン化が実現することが見込まれることから、その動向を見極めつつ、必要な取組みを進める。

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

(1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。

(2) 社労士試験の受験申込みにについて、郵送による申込みに加えオンライン受付を開始することから、受験申込者への周知の徹底及び受験申込者情報の管理等の運用面において適正に実施する。

(3) 特別研修の研修修了者等を対象に、教材の提供を行う。

3. 試験科目免除等の講習に関する事業

社労士試験に関する試験科目免除のため、また、2年間の実務経験に代わる講習を適正に実施する。また、デジタル化に対応した研修内容、実施方法について検討する。

4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

5. 社会保険労務士賠償責任保険に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険について、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社労士及び社労士法人の社員全員加入に向けた取組みを推

進するほか、制度の抜本的な見直しに取り組むとともに、引受保険会社及び有限会社エス・アール・サービスとの協力のもと、保険事故の未然防止に資する施策を講ずる。

また、業務災害や職場におけるハラスメント等、社労士の業務分野と密接に関わる法律上の使用者賠償責任を補償するため導入した使用者賠償責任保険については、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組を行う。

6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会事務局の体制整備に資するため、連合会事務局を含めた相互の情報連携、意見交換等を随時実施するとともに、相互に関連する事務の効率化及びセキュリティ確保を図るための対策について、検討を行う。

また、各事業の実行性の向上を図るため、引き続き小規模県会への支援を行う。

7. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳を頒布する。

8. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、都道府県会の協力を得て、各種保険の団体契約に基づく福利厚生制度の運営等を行う。

9. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。

IX. 広報に関する事業

1. 対外的な広報事業

国民に向けた広報事業、社労士制度推進月間、「社労士の日」（12月2日）に実施する広報として、Web、マスメディア、報道機関、関係団体等、あらゆる手段を用いた活動を展開する。

さらに、連合会が作製する様々な広報ツールを都道府県会と共有し、有効に活用するとともに、連合会公式SNS等を活用した情報提供を進め、都道府県会の活動状況についても全国的に発信していく。

2. 会員に向けた広報事業

連合会及び都道府県会の取組みの情報を迅速に提供するため、引き続き『月刊社労士』の発行、ホームページ及びメールマガジンの運営を行う。特に、連合会が主体的に情報発信できる媒体であるメールマガジンについては、登録勧奨を積極的に行う。

さらに、ホームページについては社労士がより情報を取得しやすくなるよう、アクセス解析等の客観的なデータに基づき利便性の向上を図る。

3. 関係団体・報道機関との連携による広報事業

関係省庁、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、社労士のPRを図る。また、プレスリリースの発信のみならず、様々な情報発信の機会を増やし、マスメディアとの接触を積極的に行う。

X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

I～IXの事業推進を支えるために、連合会組織・機能の更なる強化と意思決定ルールの再整備等を図るとともに、都道府県会との連携体制の再構築を実現するために、以下の事業を行う。

1. 連合会事務局等の組織関係規程の再整備

- (1) 事務局の組織関係規程、職務分掌・職務権限規程等の再整備を図る。
- (2) 事務局職員の要員計画・人材育成プランを作成し、事務局体制の強化を図る。

2. 連合会事務局のデジタル化・効率化推進

- (1) 事務局業務の効率化、最適化を実現するため、業務のデジタル化を推進するとともに、業務ごとのフローを作成するなど、円滑な業務遂行に資する基盤整備を図る。
- (2) Web会議システムを活用し、都道府県会との情報連携の強化を図る。

3. 連合会事業活動と都道府県会との情報交換・共有基盤構築の検討

- (1) 連合会と都道府県会が保有する情報を一元的に把握・管理することを可能とする情報基盤システムの構築を図るための検討を進める。
- (2) マイナンバーカードを活用して、社会保険労務士証票の機能をマイナンバーカードに搭載し、登録事務をはじめ、社労士へのサービスの充実を図るための方策を検討し、令和6年度の運用開始を目指す。

4. リスクマネジメントに関する事業

連合会の事業に関するリスクの評価に基づき、その発生の防止に資する対策及び発生時取るべき方策の定着を図り、その実効性を確保するための措置を講ずる。